

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 17 号に規定するたこつぼ漁業（たこつぼ漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 8 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	火共第 1 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし（許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	6 隻	1 宇城市三角町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	火共第 1 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし（許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	3 隻	1 宇城市不知火町松合に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	火共第 1 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし（許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	15 隻	1 八代市鏡町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	火共第1号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	定めなし（許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	1隻	1 八代市千丁町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海。ただし、火共第2号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。	1月1日から 12月31日まで	定めなし（許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	4隻	1 八代市鼠蔵町、八幡町、古閑浜町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	火共第2号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	定めなし（許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	16隻	1 八代市鼠蔵町、古閑浜町、北原町、梅檀町、植柳元町、郡築一番町、郡築二番町、郡築十二番町、千反町、港町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先	1月1日から 12月31日まで	定めなし（許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	4隻	1 葦北郡芦北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先	1月1日から 12月31日まで	定めなし（許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	1隻	1 葦北郡芦北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海。ただし、火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先以外の共同漁業権漁場を除く。	1月1日から 12月31日まで	定めなし（許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	1隻	1 葦北郡芦北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	火共第3号共同漁業権漁場内津奈木町地先	1月1日から 12月31日まで	定めなし（許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	1隻	1 葦北郡津奈木町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	火共第4号及び同第7号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	定めなし（許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	6隻	1 水俣市丸島町、大迫、袋、月浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

## 2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年（2020年）12月10日から令和3年（2021年）2月10日まで

## 3. 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和3年（2021年）3月1日から令和6年（2024年）2月29日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
  - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
  - イ 使用するつぼの数は1,500個を超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成25年（2013年）9月1日に免許されたものとする。